

勞働者災害補償保險法案委員會會議錄(速記)第一回

付託議案 勞働者災害補償保險法案(政府提出) (第四十七號)

本委員は昭和二十二年三月十九日(水曜日)議長の指名で次の通り選定された。

- 江崎 眞澄君 小澤 國治君
小野 孝君 瀧澤 脩作君
夏堀源三郎君 水口 周平君
小川 半次君 岡部 得三君
加藤 高藏君 圖司 安正君
中山 たま君 長谷川 保君
松岡 駒吉君 山口 靜江君
山花 秀雄君 石田 一松君
大橋 喜美君 鹿島 透君

三月二十日(木曜日)午前十一時二十六分委員長理事互選のため次の委員が参集した。

- 小澤 國治君 瀧澤 脩作君
夏堀源三郎君 小川 半次君
加藤 高藏君 長谷川 保君
松岡 駒吉君 山口 靜江君
石田 一松君 大橋 喜美君
鹿島 透君

〔年長者夏堀源三郎君投票管理者となる〕

○夏堀投票管理者 先例によりまして私年長者のゆえをもつて投票管理者となり、これから委員長長の互選を行います。

○小川(半)委員 委員長選挙は投票の煩を省きまして、夏堀源三郎君を委員長に御推薦申し上げます。右動議を提出いたします。

○夏堀投票管理者 小川君の御意見に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○夏堀投票管理者 御異議ないものと認めます。よつて不肖私委員長に當選いたしました。

〔拍手〕

○夏堀委員長 ちよつと御挨拶を申し上げます。委員諸君の御推薦によりまして私委員長の重職につきましたが、會議萬端不慣れな者であります。何分各位の御協力と御援助によりまして、審議を結了したいと存じます。よろしくお願いいたします。引續いて理事の互選を行います。

○小川(半)委員 理事はその數を三名とし、委員長において御指名あらんことを望みます。

○夏堀委員長 小川君の御意見に御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○夏堀委員長 御異議ないものと認めます。それでは私より指名申し上げます。

- 水口 周平君 小川 半次君
松岡 駒吉君

三名を理事に指名いたします。昭和二十二年三月二十日(木曜日)午前十一時二十八分開議

出席委員

- 委員長 夏堀源三郎君
理事 小川 半次君 理事 松岡 駒吉君
小澤 國治君 瀧澤 脩作君
加藤 高藏君 長谷川 保君

山口 靜江君 石田 一松君
大橋 喜美君 鹿島 透君
出席政府委員
厚生政務次官 小笠原八十美君
本日會議に付した議案
勞働者災害補償保險法案(政府提出)

○夏堀委員長 引續いて會議を開きます。これより勞働者災害補償保險法案を議題といたします。まず政府より提案理由の説明を求めます。

○小笠原政府委員 ただいま議題となりました勞働者災害補償保險法案の提案理由について説明いたします。

本法案は、業務災害を蒙つた勞働者、對して、迅速かつ公正な保護を加へるもつて災害に關する勞働者の基本的權利を擁護し、他面産業の經濟的負擔の分散軽減をはかることを目的とするものであります。現下の我が國の産業經濟状態及び勞働状態からしまして、必要缺くべからざるものと考へるのであります。

まず適用事業については原則として勞働基準法の規定する全事業にこれを適用することとし、ただ事業の規模と災害率の高低とによつて、これを強制する場合と任意とする場合とに區分いたしました。實情に即した運営をはかるよう留意いたしました。

なおこの制度の運営の民主化を期するため、勞働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者各各同數をもつて組織する勞働者災害補償保險委員會を設置して、この事業の

重要事項を審議しまたは政府の諮問に應じ、自ら建議をすることとしたのであります。

次に保險關係の成立は、任意適用事業については、使用者の意思によつて加入を認めるばかりでなく、従業勞働者の過半數の意思によつて加入し得る途を規定したのであります。これによつてこの法律の効果を、一層深めることができるものと考へられるのであります。

保險給付の範圍は、勞働基準法に規定する災害補償のうちで、療養補償については、その費用百圓を超える部分とし、休業補償については、休業七日を超える部分とし、その他は、勞働基準法と同額とし、勞働者、遺族または勞働者の死亡當時その収入によつて生計を維持した者に直接支給することとしたのであります。

さらに勞働者の福祉をはかるために外科後處置、義肢の給與、保養所、災害病院の設置、職業補導施設等業務災害に關して必要な保險施設を行うこととしたのであります。保險料は、この保險の性質上使用者の全額負擔と致しまして、その徴收については、保險經濟維持の點を考慮して、特に概算にて前納させ、年度の終りに精算する方法をとつたのであります。

次に保險料率は、同種産業については同率の保險料率を適用する建前をとつておりますが、特に常時三百人以上の勞働者を使用する工場、事業場等において、安全管理が優良の爲め災害率

の低いと認められるものについては、當該保險料率より低い保險料率を適用することとし、また逆に安全管理不良で災害率の高いものについては、高い保險料率を適用して災害豫防を促進いたしたいと考へております。

保險審査機關としては、紛議のある場合、迅速に簡易審判をするため、各都道府縣に民主的な保險審査官を置き、保險審査官は審査の請求のない場合でも、必要のある場合は職權で審査をすることができるとしたのであります。

以上この法案の提案の理由及びその概略につき簡単に説明申し上げた次第であります。詳細は御質問に應じて御説明申し上げたいと思ひます。何とぞ御審議の上御決定あらんことを御願ひいたします。

○夏堀委員長 それでは今回は二十一日午前十時から開きます。本日はこれをもつて散會いたします。

午前十一時三十五分散會

昭和二十二年四月十二日印刷

昭和二十二年四月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局